

1 事業主体

事業主体（法人名）	株式会社 ケアフォレスト
法人の種類	株式会社
代表者（役職名及び氏名）	代表取締役 前田 伸悟
法人所在地	〒970-8026 いわき市平字紅葉町 40 番地の 9
電話番号及びFAX番号	電話 0246-23-3910 FAX0246-23-3910
Eメールアドレス	kaigonomori@tuba.ocn.ne.jp
設立年月日	2004年2月10日
法人の理念	心を満たす福祉の実現

2 事業所の概要

① 事業所の名称等

事業所の名称	看護小規模多機能型居宅介護 ナーシングホーム 楓
事業所の責任者（管理者）	黒滝 友紀
開設年月日	2024年4月1日
介護保険事業者指定番号	0790401467
事業所の所在地	〒970-8026 いわき市平字紅葉町 40 番地の 9
電話番号及びFAX番号	電話 0246-23-3910 FAX 0246-23-3910
交通の便	常磐線いわき駅から北へ 徒歩約8分

② 主な設備

宿泊室	7室（定員1名）
食堂、居間	食堂兼リビング
トイレ	1階 車椅子対応トイレ2箇所 トイレ1箇所 2階 トイレ1箇所
浴室	1階 1室 一般浴・機械浴 2階 1室 一般浴
台所	1階 1室 2階 1室

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
運営方針	通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。また、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 1年365日 営業時間 24時間
サービス提供時間	通いサービス 基本 9:30～16:00 泊まりサービス 基本 16:00～9:30 訪問サービス 24時間
通常の事業実施地域	いわき市（旧平市内、及び好間、内郷、湯本）
定員	登録定員 29名 通いサービス定員 18名 宿泊サービス定員 7名

5 職員勤務の体制

①職員配置状況

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	—	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
計画作成者	1名	—	登録者にかかる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。
介護従事者	10名	3名	登録者の居宅を訪問、事業所において通い及び宿泊の利用者に対しサービスを提供する。
看護職員	3名	3名	登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

② 主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:30～17:30	介護従事者	昼間の体制

計画作成者	8:30～17:30	及び 看護職員	早番 7:30～16:30 2名 日勤 8:00～17:00 1名 遅出 9:00～18:00 4名 <u>夜間の体制</u> 夜勤 16:30～翌 9:30 1名 宿直 16:00～翌 9:00 1名
-------	------------	------------	--

6 サービスの概要

通いサービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 食事サービスの利用は任意です。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪 問	利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	
宿 泊	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	

7 サービス利用料金

①保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。 1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
	月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。 登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日。 登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日。

看護小規模多機能型居宅介護（1月あたり）同一建物居住者以外の登録者に対しての場合

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	12,447 単位	17,415 単位	24,481 単位	27,766 単位	31,408 単位
料金	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円

看護小規模多機能型居宅介護（1月あたり）同一建物居住者に対して行う場合

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	11,214 単位	15,691 単位	22,057 単位	25,017 単位	28,298 単位
料金	11,214 円	15,691 円	22,057 円	25,017 円	28,298 円

初期加算（1日あたり）

看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の利用者負担があります。

30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

初期加算単位数	30 単位
料金（A）	30 円

認知症加算（Ⅲ）760 単位／月 [日常生活自立度Ⅲ以上]

認知症加算（Ⅳ）460 単位／月 [要介護2に該当し、日常生活自立度Ⅱ]

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）1200 単位／月

訪問体制強化加算 1000 単位／月

ターミナルケア加算 2500 単位／死亡月

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）350 単位／月

介護職員処遇改善加算Ⅲにより介護報酬の13.4%をいただきます

介護保険負担割合(1.2.3割)

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事の提供に要する費用	朝食 600 円・昼食 700 円・夕食 700 円・おやつ代 100 円
おむつ代	実 費
宿泊に要する費用	1泊 2,530 円(消費税込)
洗濯代	1回 100 円 (消費税込)
通常の事業実施地域を越える送迎費用	通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで 1km につき 150 円

通常の事業実施地域を越える訪問サービスの交通費	交通機関を利用した場合 交通機関利用料金実費 自動車を利用した場合 通常実施地域を越えた地点から利用者の居宅まで1kmにつき150円
レクリエーション、クラブ活動	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 材料費等の実費
理美容料金	実 費（委託先より出張サービス）

8 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	緊急時連絡網の使用
消防計画等	防火管理者 黒滝 友紀
防犯防火設備 避難設備等の概要	消火器 非常ベル 119 緊急通報システム スプリングクラウ

9 協力医療機関等

協力医療機関	あんざいクリニック
	所在地 いわき市平下荒川字大作 133-5 電話 0246-88-6305
連携介護老人福祉施設	医療法人社団 ときわ会 介護老人保健施設 小名浜ときわ苑
	所在地 いわき市小名浜金城字町田 18-1 電話 0246-58-2300

10 秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業者に対する秘密の保持について	就業規則にて従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。 また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。

個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
-------------	--

1 1 看護小規模多機能型居宅介護計画

看護小規模多機能型居宅介護計画について	<p>看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。</p> <p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえ看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して、利用者説明のうえ交付します。</p>
サービス提供に関する記録について	サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。

1 2 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	<p>緊急やむを得ない場合かは、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で検討します。個人では判断しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。

家族への説明	緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 3 苦情相談機関

事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者 黒滝 友紀 苦情受付担当者 金澤 祐子 連絡先 0246-23-3910
事業所外苦情相談窓口	いわき市保健福祉部介護保険課 連絡先 0246-22-7467 (直通)
	福島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用電話 024-528-0040

1 4 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。
委員の構成	利用者代表 民生委員 包括支援センター職員 利用者の家族代表
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。